

吸収分割に係る事後開示書類

令和7年7月1日

ナカバヤシ株式会社

ナカバヤシファクトリー株式会社

各位

大阪市中心区北浜東 1 番 20 号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役 中林 一良

島根県出雲市矢野町 391 番地 3

ナカバヤシファクトリー株式会社

代表取締役 川上 陽右

ナカバヤシ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びナカバヤシファクトリー株式会社（令和 7 年 7 月 1 日付で島根ナカバヤシ株式会社から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和 7 年 5 月 9 日付で締結した吸収分割契約に基づき、令和 7 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の兵庫工場及び関宮工場において営む事業の製造部門に関して有する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和 7 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

（1） 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収分割会社は、本吸収分割が会社法第 784 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

（2） 会社法第 785 条及び第 787 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、本吸収分割が会社法第 784 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

なお、吸収分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（3） 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社との間で本吸収分割において併存的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、令和 7 年 5 月 12 日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 7 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社の兵庫工場及び関宮工場において営む事業の製造部門に関して有する権利義務の一部を、本吸収分割に係る吸収分割契約書の定める範囲において承継いたしました。これにより承継した資産は 86 百万円であり、負債は 154 百万円であります。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

令和 7 年 7 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上